

1 趣旨

函館工業高等専門学校入学料、授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料免除に関する規程第5条第1項第1号に基づく授業料免除者の選考に関し必要な事項は、この基準の定めるところによる。

2 家計の基準

- (1) 本人の属する世帯の総所得金額が独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)の定める収入基準額以下であること。
- (2) 総所得金額は、本人の属する世帯の申請時の前年1年間(1月～12月)の総収入金額をもとに、機構の定める総所得金額の算定方法により算定する。

3 学力の基準

(1) 前期分について

- ア 第1学年次に在学する者については、中学校などにおける最終学年の学習成績の5段階評定平均値が3.5以上であること。
- イ 第2学年次以上に在学する者については、前年度学年末における成績評価の「優」及び「良」の科目数が履修科目数の60%以上であること。又は前年度学年末における学習成績順位が、本人の属した学科(第1学年次においては学級、第2学年次以上の生産システム工学科においてはコース。以下「学科等」という。)において在籍した学生数に10分の7を乗じて得た数(小数点以下を切り上げ)以内であること。
- ウ 編入学者については、高等学校などにおける最終2学年の学習成績の5段階評定平均値が3.5以上であること。
- エ 専攻科第1年次在学する者については、高等専門学校、短期大学若しくは専修学校専門課程など最終学年における成績評価の「優」及び「良」の科目数が履修科目数の60%以上であること。又は前年度学年末における学習成績順位が、学科等において在籍した学生数に10分の7を乗じて得た数(小数点以下を切り上げ)以内であること。
- オ 専攻科第2学年に在学する者については、前年度学年末における成績評価の「優」及び「良」の科目数が履修科目数の60%以上であること。

(2) 後期分について

- ア 本科に在学する者については、前期期末試験における成績評価の「優」及び「良」の科目数が受験科目数の60%以上であること。又は前期期末試験における学習成績順位が、本人の属した学科等において在籍した学生数に10分の7を乗じて得た数(小数点以下を切り上げ)以内であること。
- イ 専攻科に在籍する者については、前期期末試験における成績評価の「優」及び「良」の科目数が受験科目数の60%以上であること。

4 特例事項

次に該当する者は審議のうえ免除の対象とすることができる。

- (1) 長期療養者、身体障害者がいる世帯などで、特別な事情があり、家計の総所得金額が収入基準額の110%の範囲内の者。
- (2) 母子・父子家庭、生活保護世帯などで経済的困窮度が著しく高く特別な事情がある者。この場合、独立行政法人日本学生支援機構の特例推薦の基準に準拠し、3(1)イ、エ、オ及び(2)中の「60%以上」とあるのは「50%以上」と読み替えるものとする。
- (3) 特例事項の適用は、在学中に一回のみとする。

5 免除の決定等

2から4に該当する者は収入基準額により全額又は半額免除とする。

ただし、4の(1)に該当する者については収入基準額に110%を乗じた金額により全額免除又は半額免除を決定する。

6 その他

(1) 病気、留学など機構の定める特別な理由があると認められる場合を除き、同一学年を再履修中の者は免除の対象としない。

(2) 過去に懲戒を受けている者については、審議のうえ免除の可否を決定する。

附 則

この基準は、昭和60年10月21日から施行し、昭和60年度後期分の授業料免除から適用する。

附 則

この基準は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年3月8日から施行する。